

はじめまして

熊本労働局 雇用環境・均等室

働き方・休み方改善コンサルタント
チーフコンサルタントの



くまコン です。

プロフィール

生年月日 2018年6月29日
(働き方改革法が可決した日)

性格 自分に厳しく人に優しい

特技 笑顔あふれる職場づくり

好きな言葉 WLB、エンゲージメント

好きなもの みんなの笑顔

知って役立つ労働法

ナビゲーター くまコン



第2話 労働時間と残業代の基本

今日はお客さんが多くて
遅くなっちゃったね。
片付けもお願いね。
でも、残業代は出ないよ。

え？アルバイトでも残業したら
残業代出るんじゃないの？
今日は、休憩もほとんどでき
なかったし。



なぜ残業にルールがあるの？



労働時間とは

労働基準法第32条:1日8時間、週40時間を超える労働は禁止

労働基準法第37条:超えた場合は割増賃金(25%以上)

残業を命じるには36協定が必要

36協定とは

労働者の過半数で組織する労働組合か労働者の過半数を代表する者との労使協定において、時間外・休日労働について定め、行政官庁に届け出た場合には、法定の労働時間を超える時間外労働、法定の休日における休日労働が認められます。

この労使協定を「時間外・休日労働協定(36協定)」といいます。なお、時間外労働時間には限度が設けられています。

休憩時間とは？

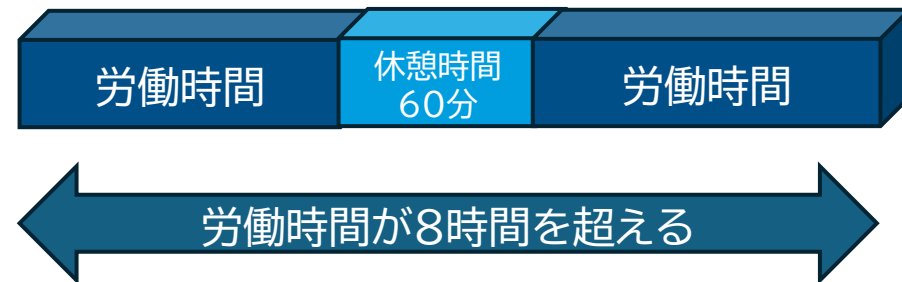
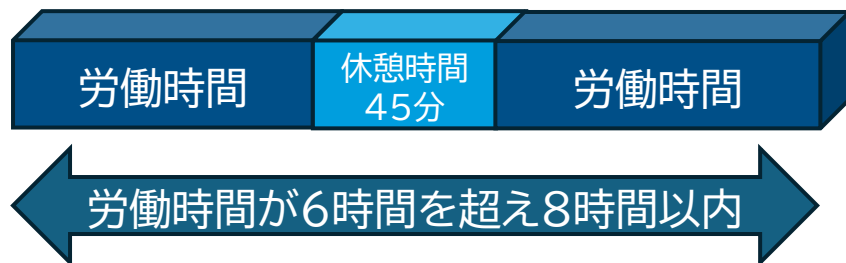


休憩時間とは

休憩時間とは、拘束時間のうち、労働者が権利として労働することから離れることを保障されている時間をいいます。いつでも就労できるように待機している手待ち時間は休憩時間ではありません。

休憩時間は、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上をその途中に与えなければなりません。

(労働基準法第34条)

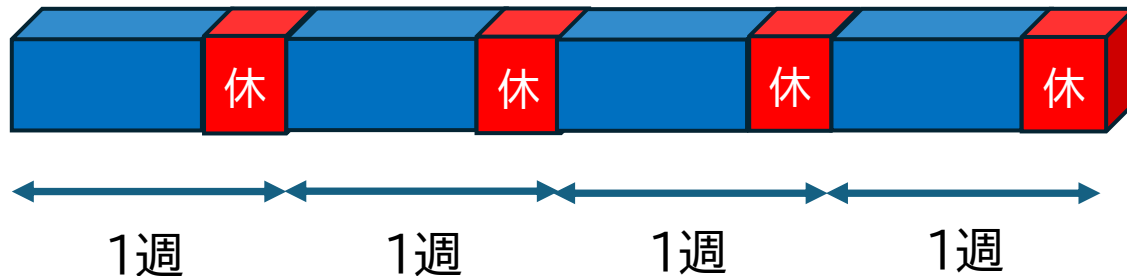


休日とは？

休日とは

休日とは、労働義務のないとされている日のことです。休日は原則として暦日単位、つまり午前0時から午後12時までの24時間をいいます。

ただし、3交替勤務で暦日をまたがる勤務がある場合には、一定の要件のもと継続24時間をもって休日とすることが認められています。
労働基準法第35条





残業命令の前に確認しよう！

- ✓ 36協定を締結しているか？
- ✓ 割増賃金率を確認したか？
- ✓ 残業時間の上限(月45時間、年360時間)を守っているか？
- ✓ 休憩・休日の付与は適正か？